

平成25年度

かながわ介護ひとづくり事業

(介護雇用プログラム：介護職員初任者研修課程)委託

募集要項

平成20年末からの金融危機を発端とする世界的不況により、雇用情勢は大変厳しい状況が続いています。そうした中で、国においては様々な緊急雇用対策が講じられていますが、介護分野では、今後、高齢化が一層進展する中で介護人材を確保していくことは喫緊の課題とされていることから、平成21年10月に、臨時的な事業として『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』が創設されました。この事業は、その後も規模が拡充されながら、都道府県における積極的な推進が求められてきたところです。

そこで、神奈川県においても、介護雇用プログラムとして事業委託により「かながわ介護ひとづくり事業」に取り組んできたところですが、この度、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金のうち、「重点分野雇用創出事業」の拡充等に伴い、平成25年度も、平成25年12月までの9か月間で標記事業を実施することとし、受託希望事業者の募集を行うこととしました。委託先は、受託希望事業者からご提出いただく応募書類により、選考の上決定することとしています。

「介護雇用プログラム」は、介護分野の人材の育成・確保に大きく資する事業であり、資格取得を目指す離職失業者にとっても、受講料を負担せず有給で養成機関に通って資格が取得できるもので、大変有益なものです。

本事業の趣旨をご理解の上、積極的に応募をご検討くださるようよろしくお願いいたします。

受付期間

平成25年3月1日(金)～平成25年3月13日(水)

質問受付期間

平成25年3月1日(金)～平成25年3月7日(木)

神奈川県 保健福祉局福祉・次世代育成部

高齢福祉課 介護審査グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-1111 内線4835

FAX 045-210-8874

E-mail fkaigo.48@pref.kanagawa.jp

1 事業の趣旨、内容

(1) 事業名

平成25年度かながわ介護ひとづくり事業(介護雇用プログラム：介護職員初任者研修課程)委託

(2) 目的

介護事業者等が離職失業者等を有期雇用契約労働者として雇用し、当該労働者が働きながら介護資格を取得することにより、介護現場での雇用の拡大を図り、介護分野の人材の育成・確保に資することを目的とします。

(3) 事業の形態、規模

県から介護事業者等への委託により実施します。

合計100人の有期雇用契約労働者の雇用を予定しています。

(4) 委託契約期間

委託契約期間は、平成25年4月1日から平成26年2月28日までとします。雇用期間ではありません。

(5) 事業内容

事業内容は次のとおりです。

ア 県内の事業所において、介護職員初任者研修課程修了を目指す離職失業者等を有期雇用契約労働者として雇用する。募集は計画的に行い、公共職業安定所での求人登録を必須とする。

イ 雇用する有期雇用契約労働者の人数は、1事業者(法人)につき20人を上限とし、事業者の規模に応じた適切な人数とする。

ウ 雇用した有期雇用契約労働者に対し、介護資格取得予定を踏まえた上で介護施設等における介護補助労働に計画的に従事させるとともに、介護職員初任者研修課程修了のための養成機関における講座を受講させる。

エ 雇用した有期雇用契約労働者に対し、講座受講中を含め、雇用期間中の賃金を支払うとともに、資格取得のための養成機関における講座受講費用を負担する。

オ 雇用した有期雇用契約労働者の雇用期間終了後に向けた就業支援計画を策定する。

(6) 事業の実施方法

事業の実施方法は次のとおりです。

ア 雇用する有期雇用契約労働者の雇用条件は次のとおりとする。

(ア) 雇用期間は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの間で、原則として8か月以上とする。

(イ) 1日の労働時間数及び1月の勤務日数は、常勤職員の例に準じることとする。ただし、週の労働時間が40時間を超えることはできない。

(ウ) 養成機関の受講時間(昼休み及び休憩時間を除く)及び養成機関と介護施設との間の通常の移動に要する時間も労働時間とする。

イ 有期雇用契約労働者の雇用時に、受講を推薦する養成機関及び養成講座を提示し、当該講座受講について有期雇用契約労働者の同意を得た上で雇用する。

ウ 雇用した有期雇用契約労働者に対して、適切なOJTを実施する。

2 募集要件

応募できる事業者(法人)の要件は、次のとおりです。

- (1) 神奈川県内に別添の施設、事業所を有すること
- (2) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること

3 委託料

- (1) 次の金額を上限とします。

ア 有期雇用契約労働者 1 人当たりの上限額 (講座受講費用150,000円を含む)
3,746,451円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
(消費税抜きの金額: 3,568,048円)

イ 1 事業者(法人)当たりの上限額
74,929,020円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

ただし、ア及びイの金額は、有期雇用契約労働者の雇用期間を最大の 9 か月 (4月1日～12月31日)として計画した場合の上限額であり、雇用期間を 9 か月下回る期間(原則として 8 か月以上)で計画した場合は、その期間に応じて減じた金額とします。

その場合の上限金額は、アの金額に、雇用月数/9 か月(雇用月数に 1 月未満の日数がある場合は、雇用日数/275日)の率を乗じて得た金額及び当該金額に 20 を乗じて得た金額とします。

例: 雇用期間を 5 月 1 日から 12 月 31 日の 8 か月として計画した場合の上限額

有期雇用契約労働者 1 人当たりの上限額
(3,746,451円 - 150,000円) × 8 か月 / 9 か月 + 150,000円 = 3,346,845円
(消費税及び地方消費税額を含む。)

1 事業者(法人)当たりの上限額
3,346,845円 × 20 人 = 66,936,900円
(消費税及び地方消費税額を含む。)

なお、本件は、年度開始前に契約の準備行為として行うものであり、委託料の決定は、平成 25 年度当初予算に係る議会の決定がなされ、平成 25 年 4 月 1 日の平成 25 年度予算発効時において効果が生じるものです。

- (2) 人件費割合

積算額の総額に対する有期雇用契約労働者の雇用に係る人件費割合は、75% 以上であることを必須とします。

- (3) 支払方法

概算払いとします。

- (4) 委託料の精算

雇用した有期雇用契約労働者が中途離職した場合は、離職の日までに実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用(当日までの賃金など)を事業費とし、残余の額を返還するものとします。雇用した有期雇用契約労働者が、やむを得ない理由による場合を除き資格取得のための養成機関における講座受講を

中止した場合、またはやむを得ない理由による場合を除き委託契約期間内に講座を修了することができなくなった場合も同様とします。

4 質問の受付

(1) 受付期間

平成25年3月1日(金) ~ 平成25年3月7日(木)

(2) 受付及び回答方法

この事業についてご質問がある場合は、E-mailにて受付いたします。質問に対する回答は、平成25年3月11日(月)までに、電子入札システムの入札情報サービスシステム「入札公告」の添付ファイルで登載しますので、ご確認下さい。
質問先：E-mail fkaigo.48@pref.kanagawa.jp

5 応募に当たって提出する書類

(1) 事業計画提案書(第1号様式)

(2) 事業予算積算書(第2号様式)

(3) 消費税の課税事業者または非課税(免税)事業者であることの申立書(任意様式：参考書式を参照してください。)

応募は、書面による提出を必須としますが、併せてE-mailによりファイルも提出してください。

6 応募方法

(1) 受付期間

平成25年3月1日(金) ~ 平成25年3月13日(水)

郵送の場合は、3月13日(水)必着とし、持参される場合は、同日17時15分まで受け付けます。

(2) 応募書類提出先

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県 保健福祉局福祉・次世代育成部

高齢福祉課 介護審査グループ(県庁分庁舎3階)

E-mail fkaigo.48@pref.kanagawa.jp

7 審査・選考方法

提出された事業計画提案書(第1号様式)及び事業予算積算書(第2号様式)に基づき選考を行います。選考の視点は次の項目です。

(1) 事業者の体制・事業実績

ア 事業者の体制・事業実績

イ 人材育成・研修の実績

(2) 事業計画提案の趣旨

事業計画提案の趣旨、ねらい

(3) 有期雇用契約労働者の募集計画

- ア 募集(雇用)予定人数、総職員数に対する割合
- イ 公募方法
- (4) 有期雇用契約労働者の就業計画
 - ア 就業場所、従事させる予定の介護補助業務の内容
 - イ OJTの計画
- (5) 有期雇用契約労働者に対して推薦する講座の候補
養成機関、受講場所等
- (6) 有期雇用契約労働者の雇用期間終了後の就業支援計画
就業支援の方法
- (7) 予算積算
 - ア 積算金額
 - イ 積算内容
- 8 選考結果の通知
選考結果については、ご提案いただいた全事業者に対し、平成25年3月下旬に通知します。
- 9 委託契約の締結
選考の結果、採択した事業計画を提出した事業者と委託契約を締結します。
- 10 県ホームページでの周知
委託契約を締結した事業者については、県ホームページに、事業者(法人)名、事業所名、所在地、募集人数、担当者名、連絡先電話番号を掲載し、就業希望者への周知を図ります。
- 11 実績報告書の提出
事業終了後は、精算書を含む事業実績報告書を提出していただきます。
- 12 有期雇用契約労働者の雇用に係る留意点
別添のとおり